家庭状況異動報告書

令和　　年　　月　　日

館山市長　様

下記児童につき家庭状況に異動があったので，必要書類を添えて報告します。

保護者住所　館山市

保護者氏名

記

児童氏名　　　　　　 　　　　　　保育園名　　　　　　　　　　　　　　保育園

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 異動事項該当する番号に○又は☑ | 異動前後の状況・事由該当する箇所のみ記入又は☑ | ※備考及び事実を証する書類 | 認定 |
| 1 | 住所変更 | 変更前 | 館山市 |  | 継・除 |
| 変更後 | 館山市 |
| 転居日 | 　令和　　年　　　月　　　日 |
| 2 | 仕事変更□父　□母□その他（　　　　） | 退職日 | 　令和　　年　　　月　　　日 | ・就労証明書・申立書・退所届・求職活動申立書・必要量変更 | 継・除 |
| □ 就職先確定済 | 職場名 |  |
| 就職日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |
| □ 退職後求職 | ※3か月以内に就労証明書等を提出してください。 |
| 3 | 妊娠 | 出産予定日 | 　令和　　　　年　　　　月　　　　日 | ・母子手帳の写し・退所届 | 継・除 |
| 仕事復帰予定 | □無　□有（復帰予定日　令和　　年　　月　　日） |
| 4 | 出生 | 第　　　子出生　出生日：　　令和　　年　　月　　日 | ・就労証明書・申立書・退所届・必要量変更・入所申込・保育証明 | 継・除 |
| □ 仕事復帰予定有 | ※6か月以内復帰予定の場合のみ継続して入所可能。復帰予定日：　令和　　　年　　　月　　日 |
| □ 仕事復帰予定無 | ※産後2か月目の末日までで退所となります。 |
| 5 | 世帯変更□世帯員追加□世帯員削除 | 事由発生日 | 令和　　　年　　　月　　　日 | ・就労証明書・申立書 | 継・除 |
| 追加又は削除となった世帯員について |
|  | 氏名 | 続柄 |  | 氏名 | 続柄 |
| 増・減 |  |  | 増・減 |  |  |
| 増・減 |  |  | 増・減 |  |  |
| 変更理由（転出・転居の場合は住所を記入すること） |
| 6 | 氏名変更□父　□母□その他（　　　　） | 変更前 |  | ・口座振替依頼書 | 継・除 |
| 変更後 |  |
| 変更日 | 令和　　　年　　　月　　　日（変更理由：　　　　　　　　　） |
| 7 | 婚姻 | 事由発生日 | 　令和　　　年　　　月　　　日 | ・就労証明書・申立書・税関係書類・口座振替依頼書・同意書 | 継・除 |
| 養子縁組（又は認知） | □ 有（　　　　　年　　　月　　　日） □ 無 |
| 配偶者情報 | 氏名（　　　　　　　）住所（　　　　　　　　　　　） |
| 8 | 離婚 | 事由発生日 | 　　年　　月　　日　協議 ･ 調停 ･裁判 | ・口座振替依頼書 | 継・除 |
| 子を引き取る者：□ 父　□母　　口座振替先の変更：希望する・希望しない離婚日時点で（□父　□母）とは，住民票（□同世帯　□世帯分離　□別居） |

　　届出のあった事項につき　　　　年　　　　月　　　　日調査したところ上記のとおりでした。確認者氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事由 | こども課で必要な手続の内容 | 備考 |
| １．住所変更 | \*\*\* | \*\*\* |
| ２．仕事変更 | □保育が必要なことがわかる書類□退所届□求職活動申立書□保育必要量変更届 | 退職した日から「保育標準時間認定」の人は，「保育短時間認定」に変更となります。（保育を利用できる時間が変わります。）保育料は月額で計算されますので，原則翌月からの変更となります。　また，求職期間で保育園に入園できるのは，退職してから90日です。90日が経過しない日までに就労証明書などの書類をこども課へ提出することで，継続して保育園を利用することができます。提出をされない場合には，保育園を退園することになります。 |
| ３．妊娠 | □母子手帳の写し□退所届※継続希望の場合出生後手続き（下記参照） | 出産前後2ヶ月については，保育園を継続して利用できます。また育休を取得する場合には，出産後に提出していただく就労証明書で出産後６か月以内に職場復帰をすることが確認でき，出生されるお子さんの保育園入所のお申込みをされますと，復帰まで上の子は継続して保育園を利用することができます。この場合，出生月の翌月から２ヶ月を経過した月以降は保育必要量が「保育短時間認定」になります。（保育を利用できる時間が変わります。）上のお子さんが5歳児の場合は，卒園まで継続して保育園を利用することができます。出生されるお子さんの保育園の入所申込に際し，入所日は育休復帰日より２週間前（ならし保育期間）から指定することができます。ただし，生後５７日を経過していることが必要です。出生されるお子さんの入所申込をされた場合，入所可否の審査は，育休復帰の場合は原則入所月の前々月の審査に，就労以外の要件でお申込みされる場合は，入所月の前月の審査になります。 |
| ４．出生 | □保育が必要なことがわかる書類□退所届□保育必要量変更□保育所入所申込書□保育証明 |
| ５．世帯変更 | □保育が必要なことがわかる書類 | ７０歳未満の世帯員が追加された場合は，追加された人が児童を保育できないことを証明する書類の提出が必要です。 |
| ６．氏名変更 | □口座振替変更依頼書 | 　口座振替の登録をしている人の氏が変更となった場合で口座の名義を変更する場合は，口座振替変更依頼書のお手続きが必要です。 |
| ７．婚姻 | □税関係書類□保育が必要なことがわかる書類□口座振替変更依頼書□保育所利用申込にあたっての確認表（同意書） | 　婚姻によって保護者が追加となる場合，保育料が変更となる場合があります。（婚姻した月の翌月から）氏名変更の場合は，口座振替変更依頼書の提出が必要です。 |
| ８．離婚 | □口座振替変更依頼書 | 離婚によって保護者が変更となる場合，保育料が変更となる場合があります。（離婚した月の翌月から）口座振替指定先を変更する場合は，口座振替変更依頼書の提出が必要です。氏の変更により口座名義人の氏名が変わる場合も同様です。 |